

平成 25 年度

(平成 24 年度実績)

## 業 務 の 概 要



鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所



## ごあいさつ

平成25年度の福祉相談センターの業務概要をお届けします。

鳥取県福祉相談センターは、鳥取県中央児童相談所として県東部地域の子どもの御相談をお受けするともに、鳥取県婦人相談所として女性の御相談をお受けしています。

当センターは平成3年10月に開設以来20年余が経過しました。この20年余で、子どもと女性を取り巻く状況は大きく変わり、それに伴い当センターの役割も大きく変化してきております。

子ども相談に関しては、当センターが開設した当所は、従前からの養護相談や非行相談に加え、不登校相談が、相談の中では大きな比重を占めており、学校に適応出来にくい子どもたちのためのグループ指導等にも重点的に取り組んできました。その後平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されて以降は、虐待相談への対応に軸足を置かざるを得なくなり、この傾向は年々強くなっています。この傾向は当センターのみでなく、全国の児童相談所も同じ状況です。

女性相談に関しては、元来婦人相談所は売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の保護更生のために設置された機関ですが、その後家庭関係の問題や性被害者等、生活をする上で困難な問題を有する女性の個別相談など支援対象が拡大されてきました。そして、平成14年4月に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行以降は、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援が、業務の中で、大きな比重を占めるようになりました。

このように、当センターは、時代とともに、担うべき課題は変化してきているものの、常に「児童の最善の利益」と「女性の保護と自立」を図る最後の砦として、職員一同強い使命感をもって日々業務に携わっています。

今後も引き続き関係する多くの方々と連携して、子どもと女性の人権を守る役割を果たしてまいりますので御支援・御協力を賜りますとともに、この概要への御意見をお寄せいただきまようお願いして、挨拶とさせていただきます。

平成25年6月

鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

所長 門脇 保身

# 目 次

## はじめに

I 福祉相談センターの概要	5
1 概要	5
2 組織と業務	6
3 管轄地域	7
4 敷地、建物等の概要	7
II 中央児童相談所の概要	9
1 業務の概要	9
2 相談の種類及び内容	10
3 指導、措置の種類及び内容	11
4 相談業務の状況	12
5 各相談の状況	15
6 判定業務の状況	20
7 一時保護業務の状況	21
8 各種事業の状況	22
9 県内児童福祉施設等入退所状況	27
10 県内児童福祉施設等一覧	28
III 婦人相談所の概要	29
1 業務の概要	29
2 婦人相談員の設置	30
3 相談業務の状況	30
4 一時保護業務の状況	35
5 主催事業実施状況	37
6 鳥取県における主なDV被害者支援関係事業について	38
福祉相談センター利用のご案内	39
福祉相談センター案内図	40

# I 福祉相談センターの概要

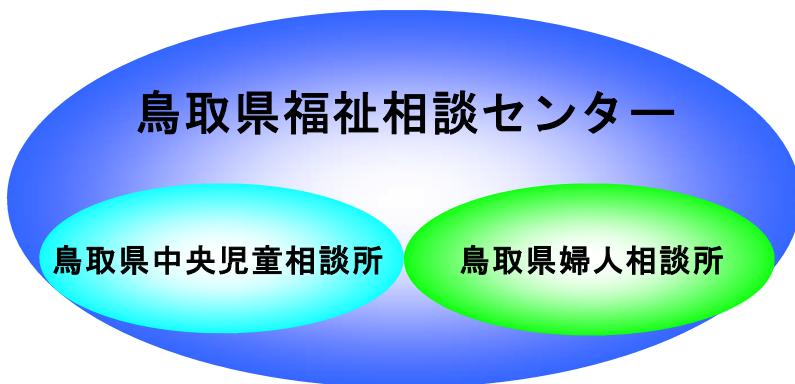
## 1 概 要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の4福祉相談機関を統合した機関として平成3年10月に開所しました。

平成15年4月の機構改革により、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。

当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、東部福祉保健事務所、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターはこれら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。



## 沿革

平成3年10月 中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所を統合した機関として開所

平成14年4月 婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与

平成15年4月 機構改革により、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所が各福祉保健局に移管

平成17年4月 相談課を、児童相談課及び女性相談課に分離

所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

電話 0857-23-1031（代表）

総務課 0857-23-6213 児童相談課 0857-23-6080

女性相談課 0857-23-6215 判定課 0857-23-6216

一時保護課 0857-23-6217

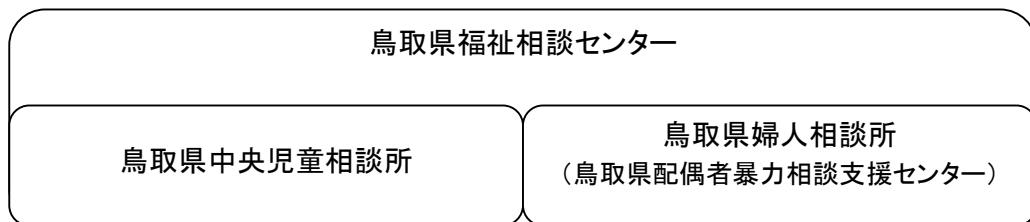
ファクシミリ 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.jp

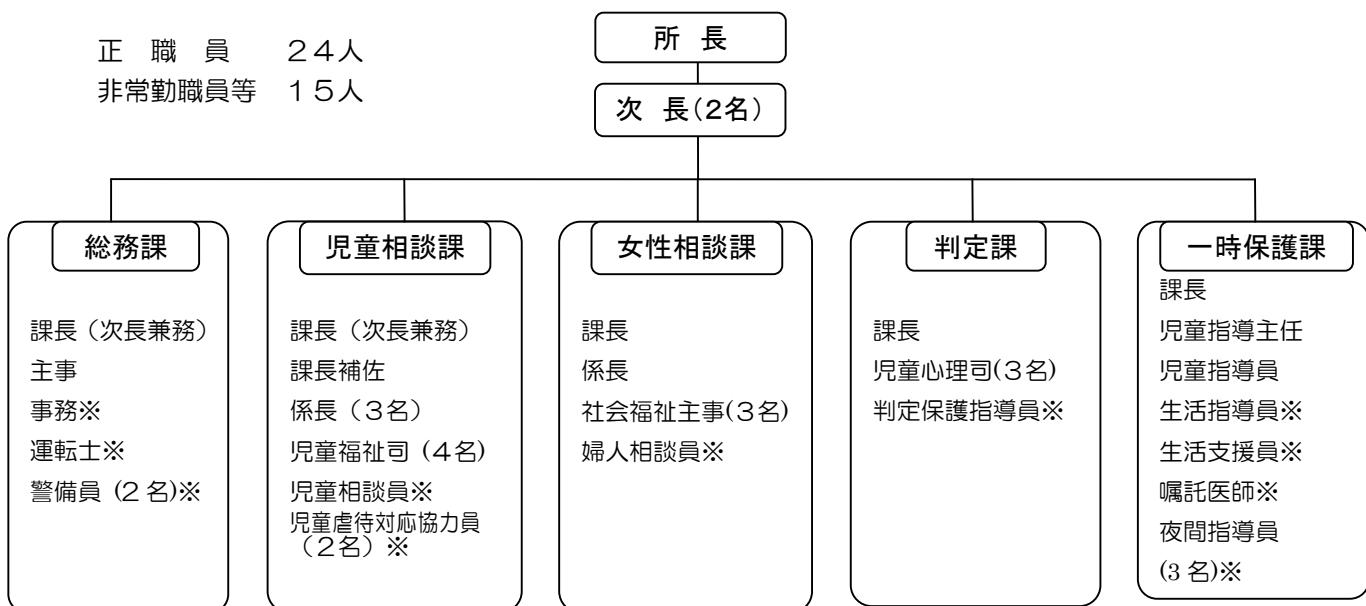
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903>

## 2 組織と業務

### (1) 機構



### (2) 組織図(平成25年6月1日現在)



※非常勤職員

### (3) 各課の業務

#### 総務課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

#### 児童相談課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

#### 女性相談課

- ・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

#### 判定課

- ・児童及び要保護女子等に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療

#### 一時保護課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・要保護女子等の一時保護

### 3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要		
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 (鳥取市,岩美郡,八頭郡)	面 積 人 口 世帯数 児童数 (18歳未満)	1,518.7 km <sup>2</sup> 236,641人 86,988世帯 38,073人	
鳥取県婦人相談所	鳥取県全域	面 積 人 口 世帯数	3,507.2km <sup>2</sup> 581,870人 〔男性277,451人 女性304,419人〕 213,641世帯	

※人口、世帯数、児童数は、平成24年10月1日現在の集計（資料：県統計課）

### 4 敷地、建物等の概要

#### (1) 構造等

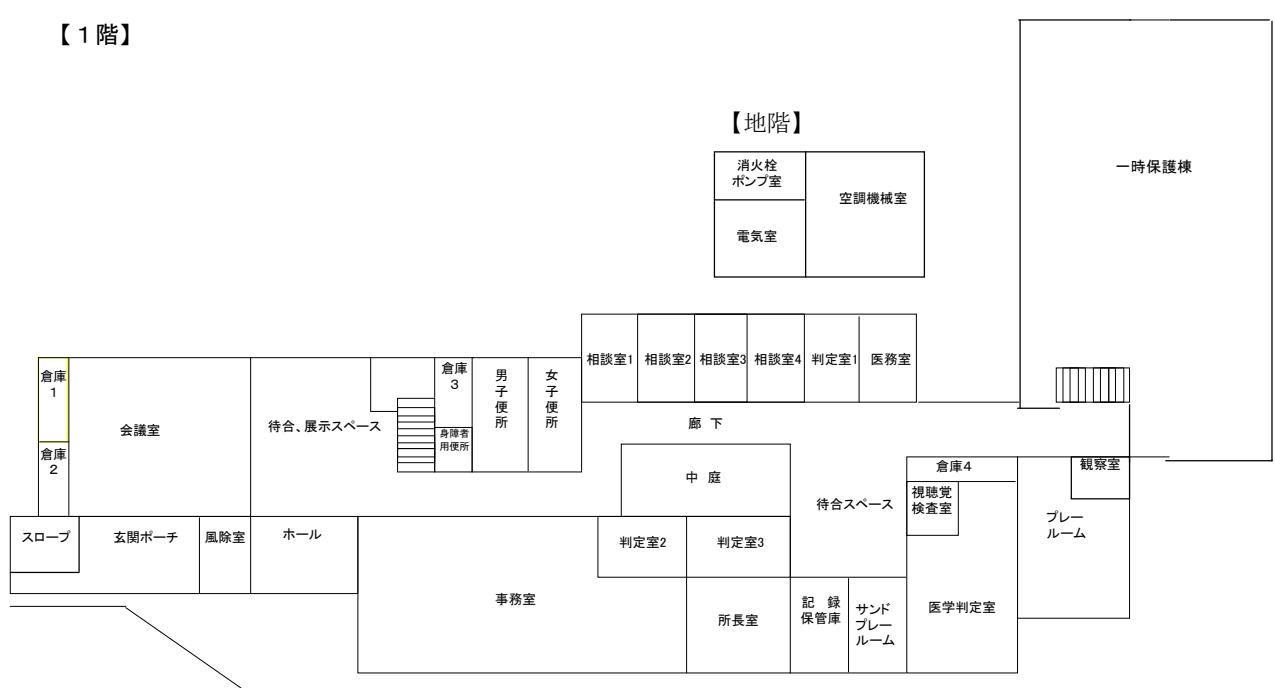
延敷地面積 7,740.59 m<sup>2</sup> (福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター)

建物延面積 2,651.06 m<sup>2</sup> (同上)

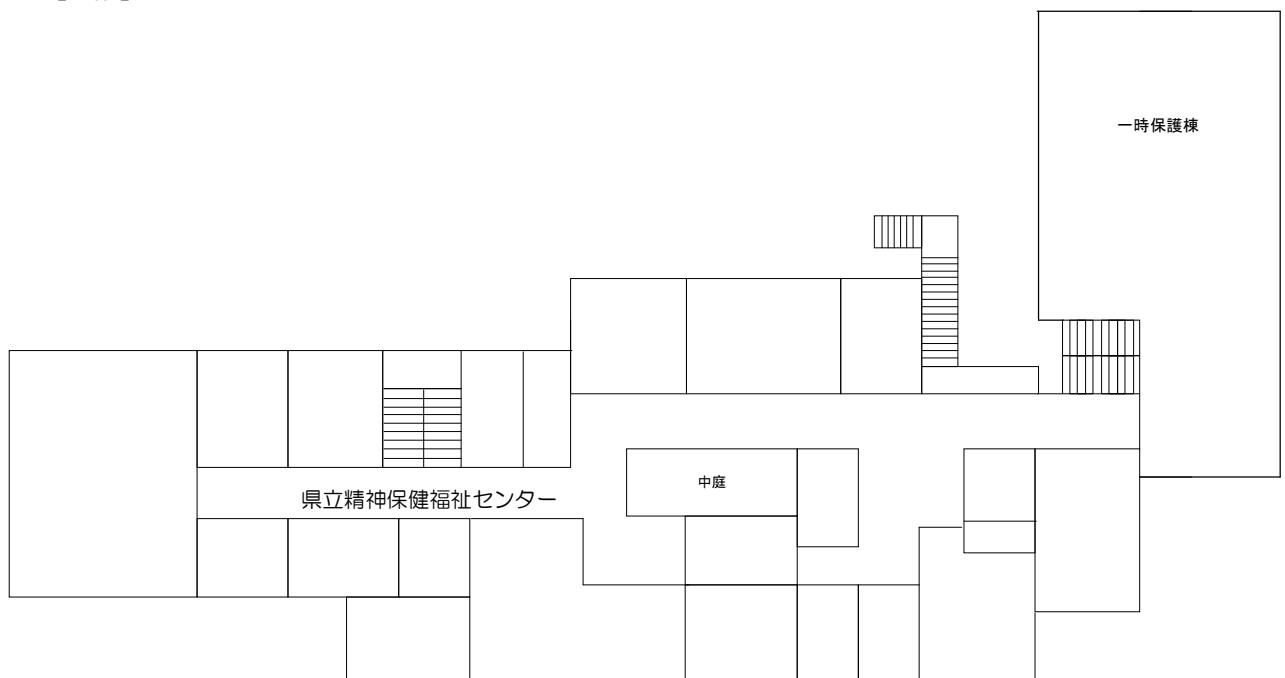
区 分		用 途	延面積	
本館 (鉄筋2階建)	福祉相談センター	事務棟(1階) 所長室、事務室、相談室、 判定室、医務室、会議室、 空調機械室、電気室など	998.88 m <sup>2</sup>	
		一時保護棟	545.88 m <sup>2</sup>	
		小計	1,544.76 m <sup>2</sup>	
	県立精神保健福祉センター	事務棟(2階) 所長室、事務室、相談室、 集団療法室、心理検査室、 実習室、体育室など	972.80 m <sup>2</sup>	
合 計			2,517.56 m <sup>2</sup>	
別棟 (鉄筋平屋建)	福祉相談センター分	車庫	80.00 m <sup>2</sup>	
		自転車置場	12.89 m <sup>2</sup>	
		小計	92.89 m <sup>2</sup>	
	県立精神保健福祉センター分	車庫	32.50 m <sup>2</sup>	
		自転車置場	8.11 m <sup>2</sup>	
合 計			40.61 m <sup>2</sup>	
総 計			133.50 m <sup>2</sup>	
			2,651.06 m <sup>2</sup>	

## (2) 福祉相談センター平面図

【1階】



【2階】



〔参考〕～同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について～

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

## II 中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として児童福祉法第12条の規定に基づき、18歳未満の児童を対象として、児童に関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

なお、こうした相談のほかに、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。また、市町村への技術的支援を行っています。

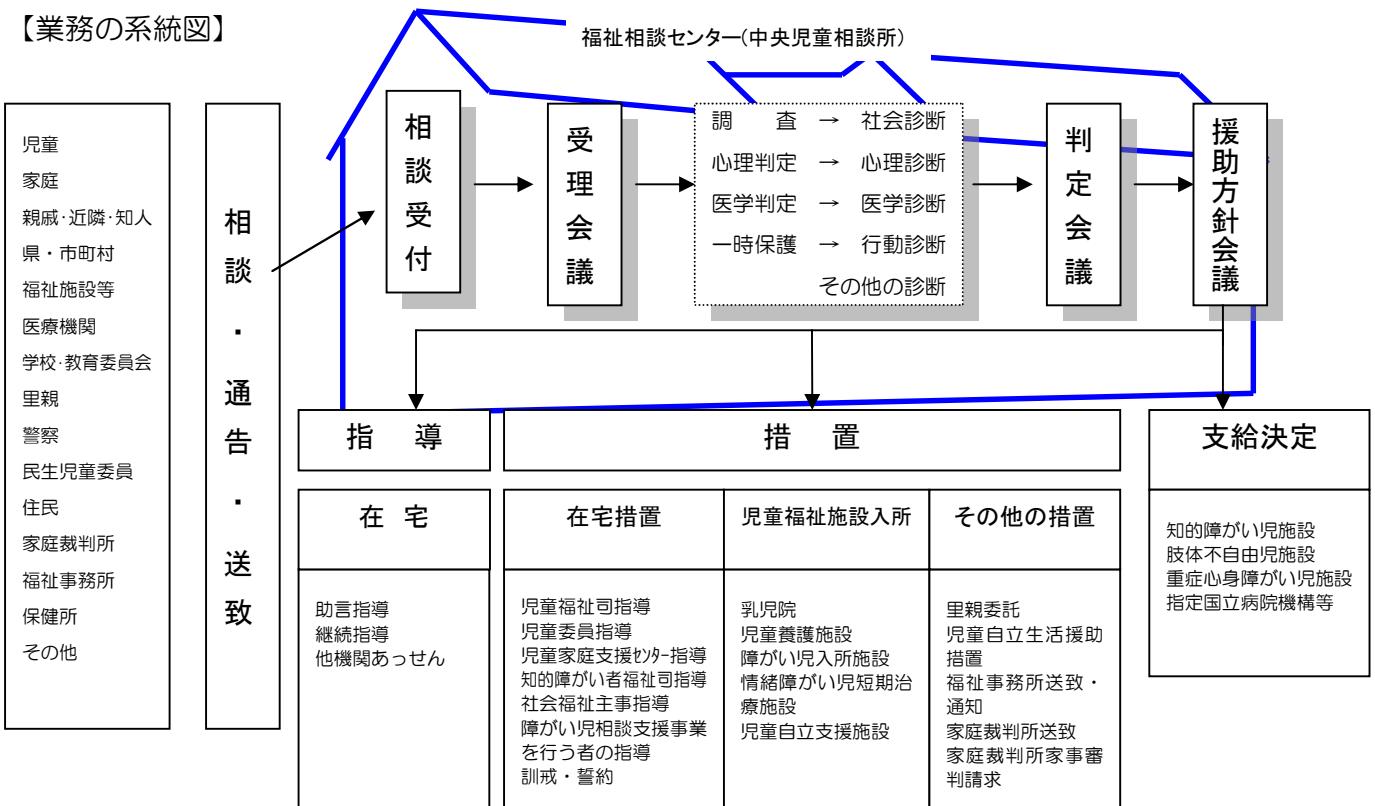
\*鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡並びに情報提供、措置の調整等を行っています。

### 1 業務の概要

主な業務はつきのとおりです。

- |          |  |
|----------|--|
| 相 談      | ………児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること                                   |
| 調査・診断・判定 | ………児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと |
| 指 導・措 置  | ………児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または、里親等に委託して、その福祉を図ること       |
| 一 時 保 護  | ………児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと                                       |

【業務の系統図】



## 受理、判定、処遇会議

児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

**受理会議**………子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

**判定会議**………社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助的目的、方法など）を作成します。

**援助方針会議**…判定会議の結果に基き、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を決定します。

## 2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子、被虐待児等の相談	養護相談
保健相談	未熟児、虚弱児、疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、疾患等を有する児童の相談	肢体不自由相談、視聴覚障がい相談、言語発達障がい相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、自閉症相談
非行相談	虚言癖、放浪癖、家出、浮浪、暴力、性的悪戯、不純異性交遊、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の児童の相談	ぐ犯行為等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊びについての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他相談

### 3 指導、措置の種類及び内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他 機 関 あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		児童家庭支援センター 指 導 委 託	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい児相談支援事業 を行 う 者 の 指 導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適當と考えられる事例に対して行う指導
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）
措 置	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託	家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
		里 親 委 託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適當と認められる養護児童を登録された里親へ養育委託する。
	そ の 他 の 措 置	児 童 自 立 生 活 援 助 措 置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。
	そ の 他 の 措 置	福 祉 事 務 所 送 致 等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う
		家 庭 裁 判 所 送 致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適當と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う
		家 庭 裁 判 所 家 事 審 判 請 求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う

## 4 相談業務の状況

### (1) 相談等業務

#### 相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

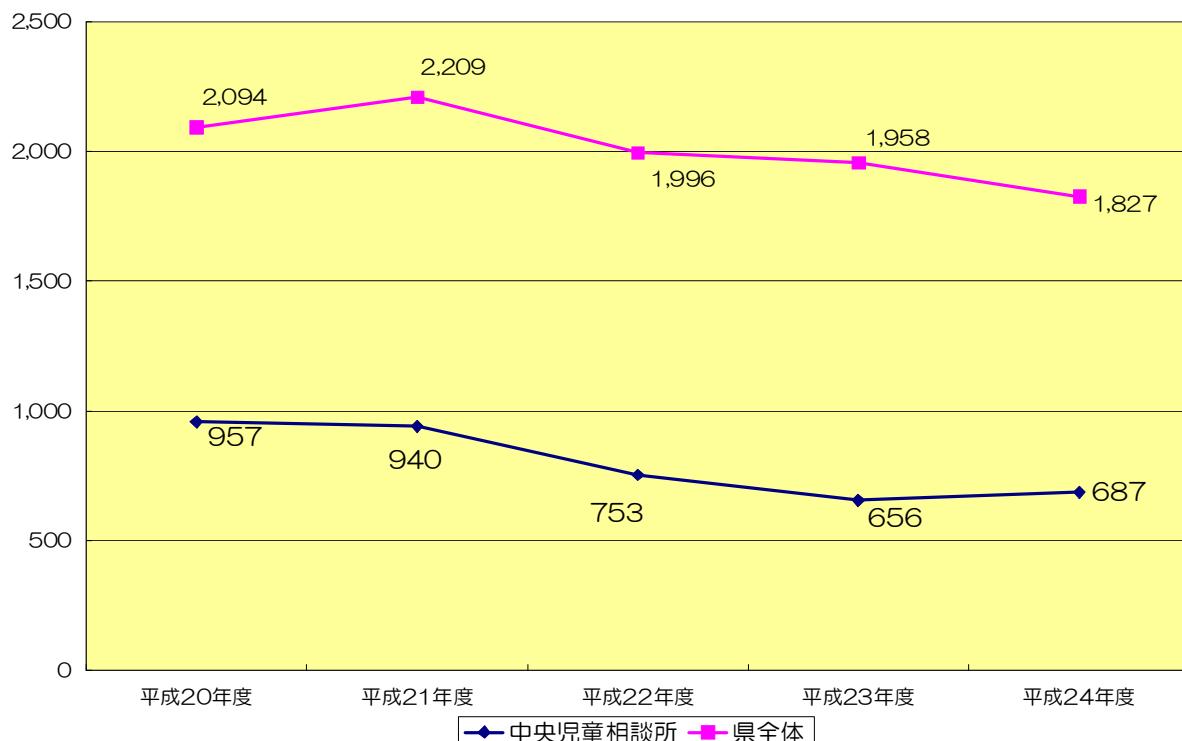
#### 指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童にかかわる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

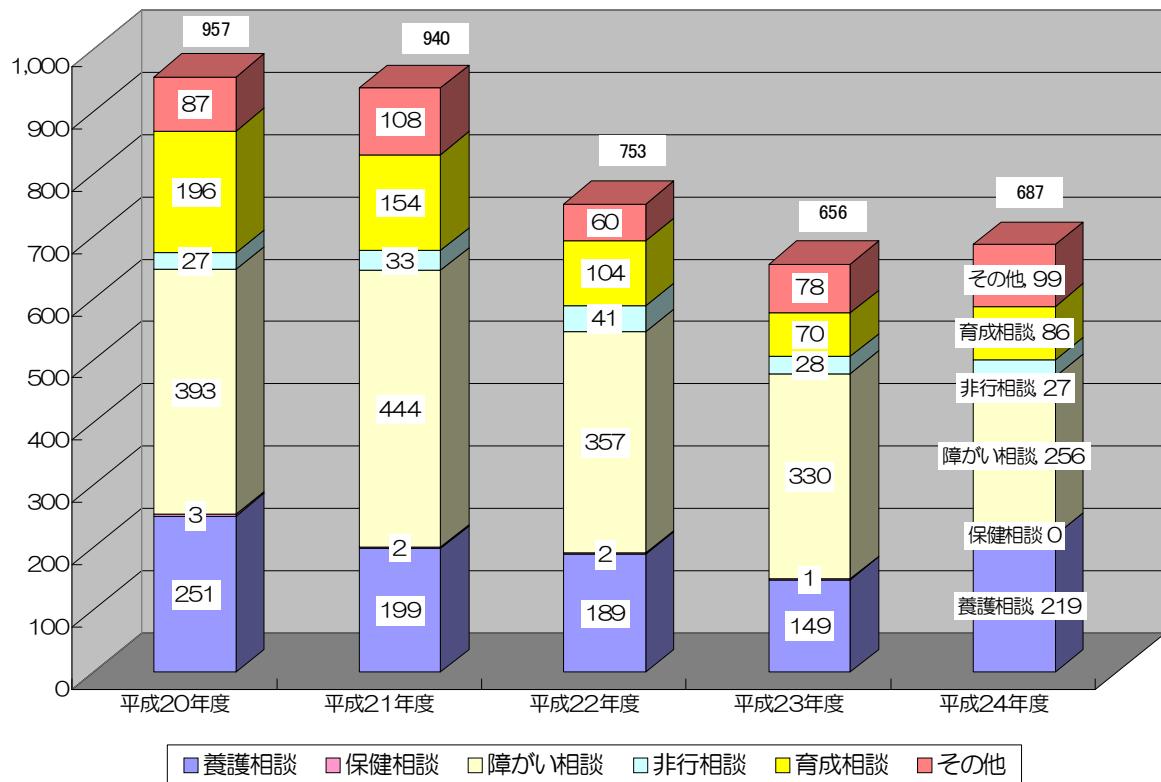
### (2) 相談受付状況

〔相談受付件数〕 総件数687件(県全体1,827件)

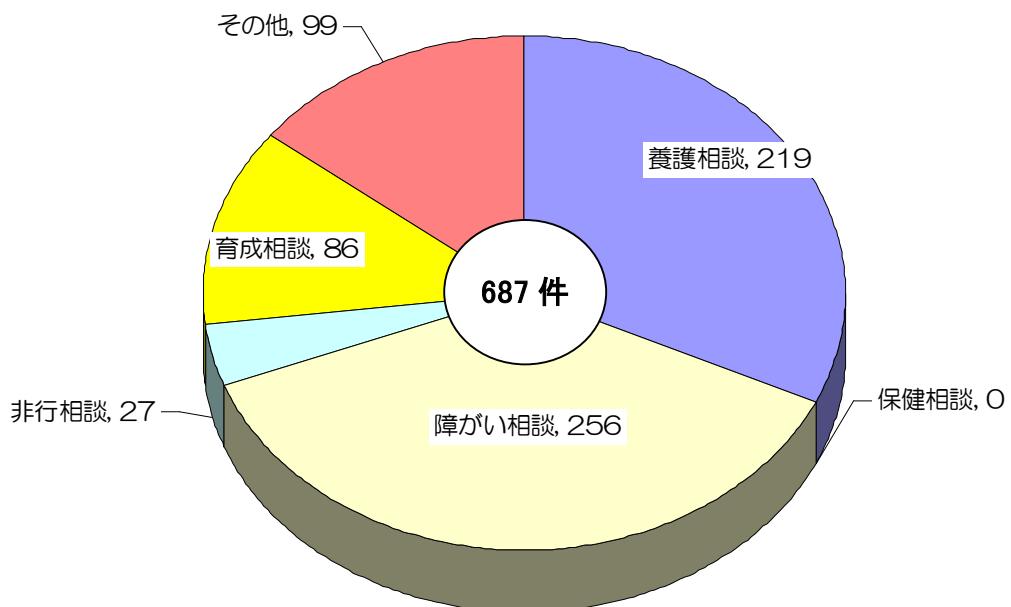
〔相談受付件数の推移〕



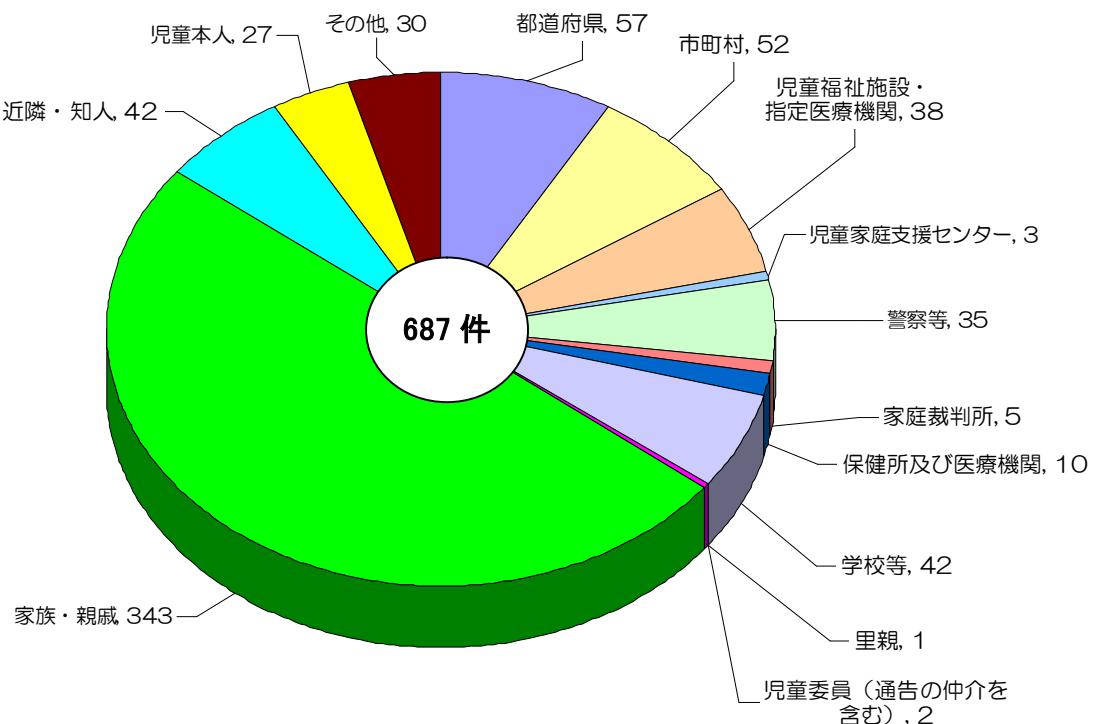
[相談の種別推移]



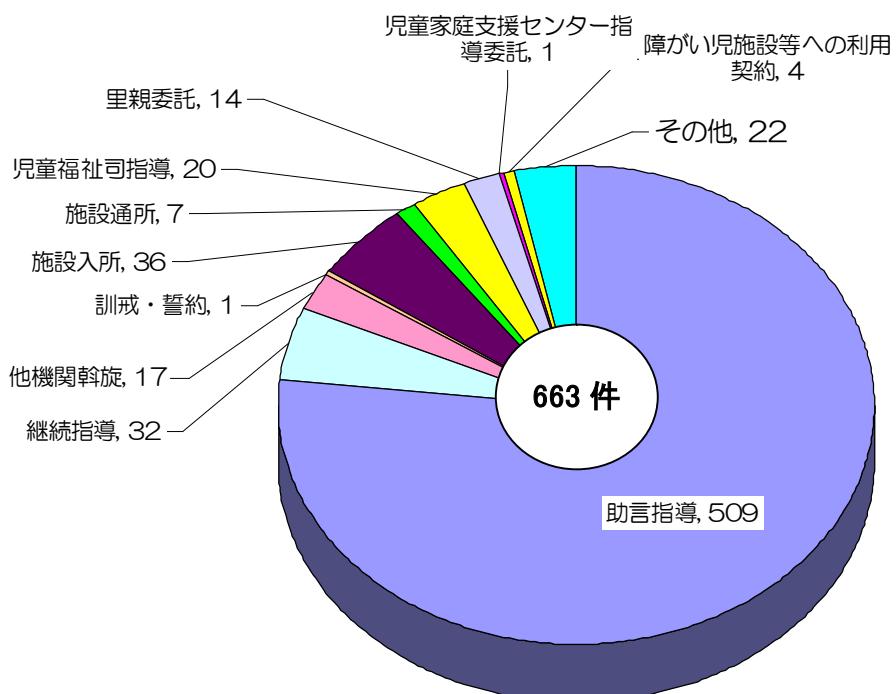
[相談の種別件数]



[経路別相談状況]

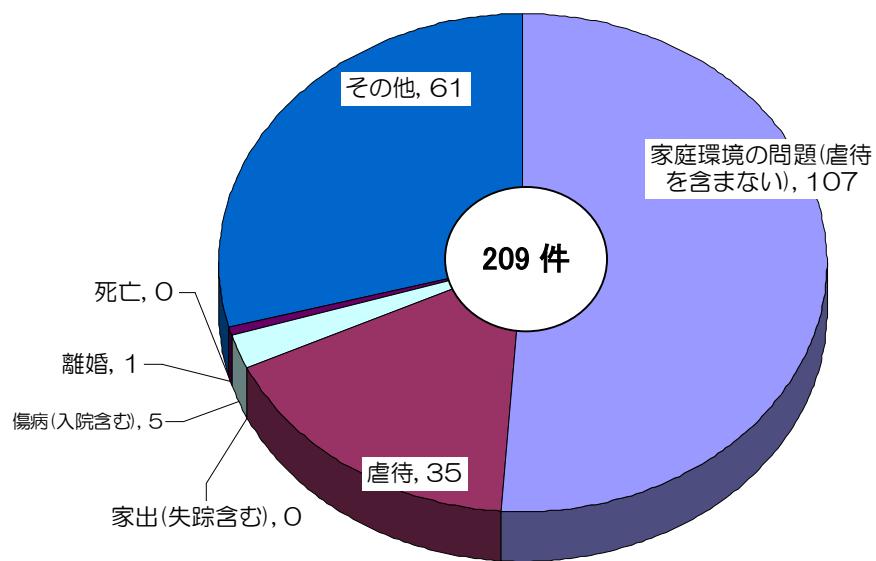


(3) 指導、措置の状況 総件数 663件



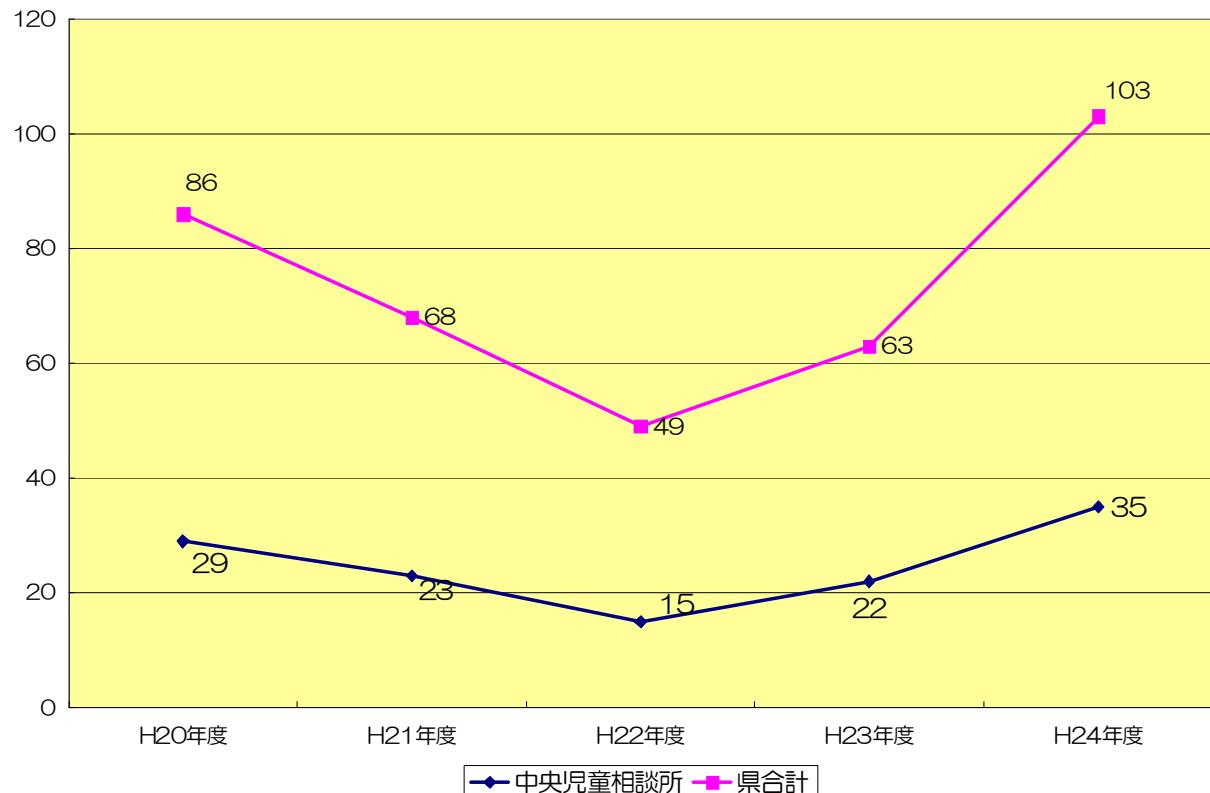
## 5 各相談の状況

### (1) 養護相談理由別件数(24年度中に処理をしたもの)

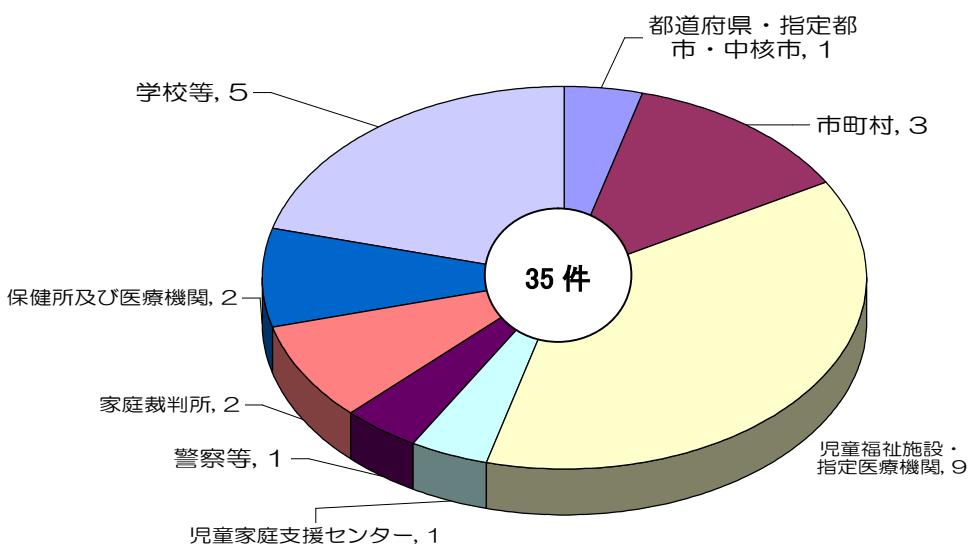


### (1)-2 虐待相談の状況

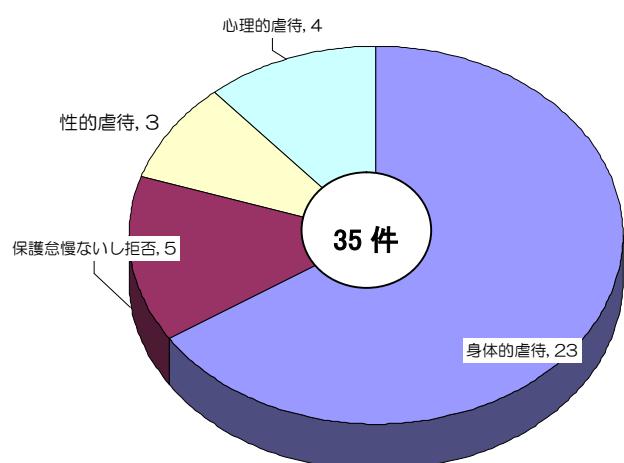
#### [虐待相談の推移]



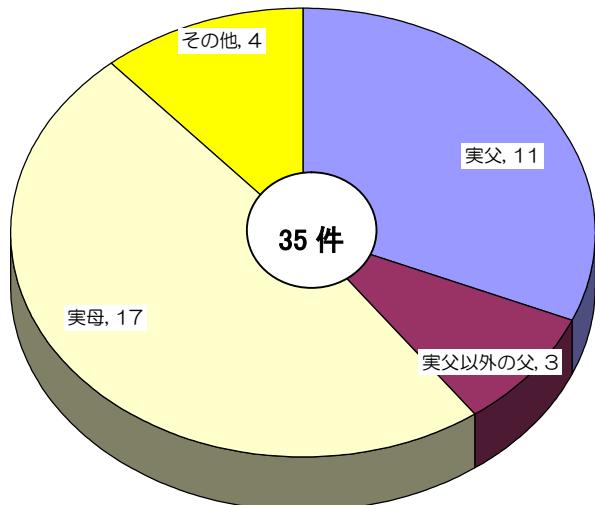
### [経路別虐待相談件数]



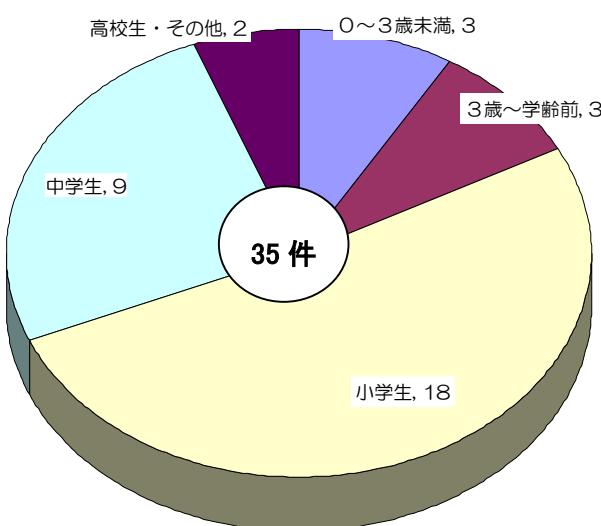
### [虐待の内容]



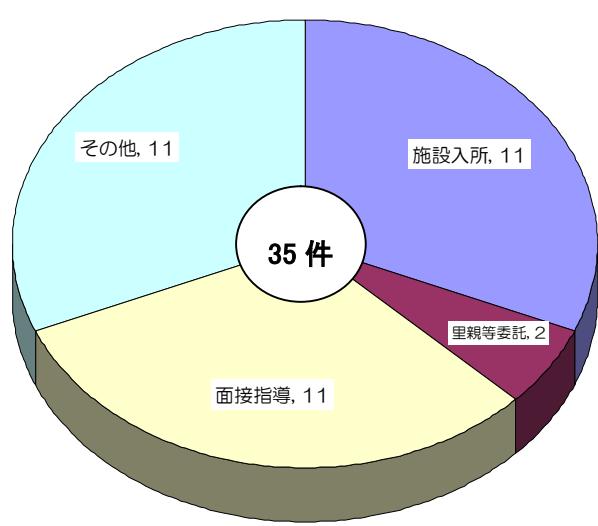
### [主たる虐待者]



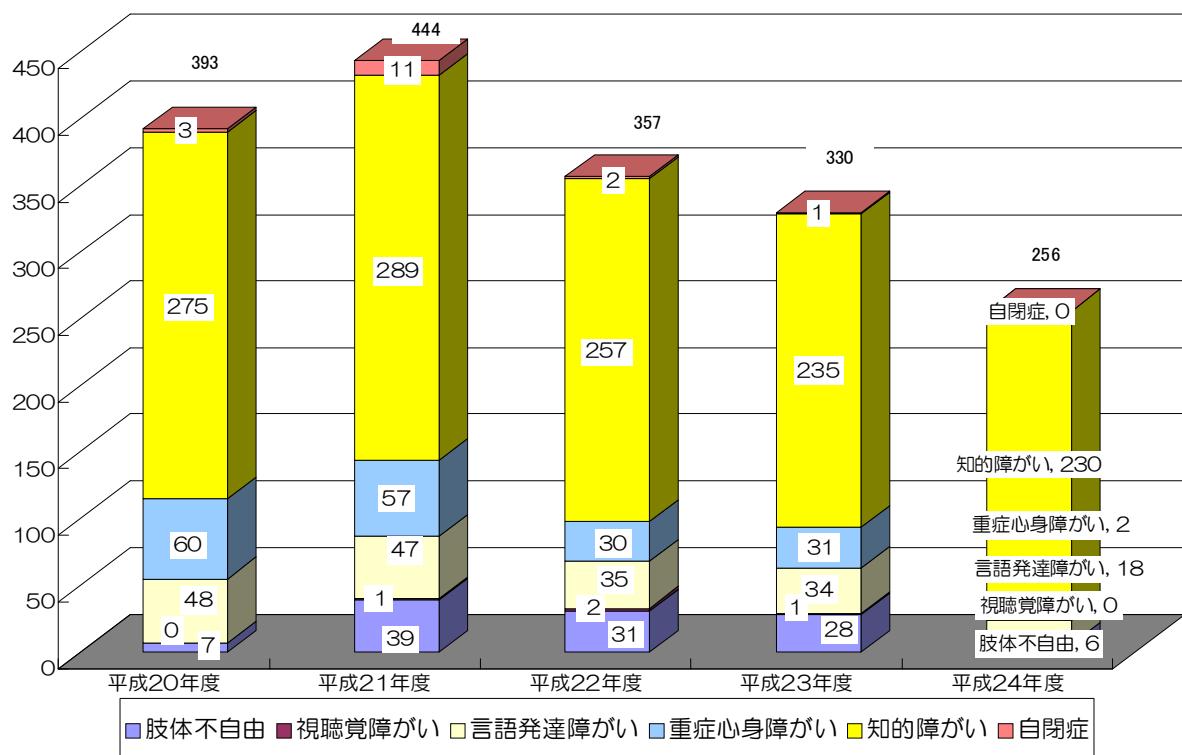
### [被虐待児の年齢]



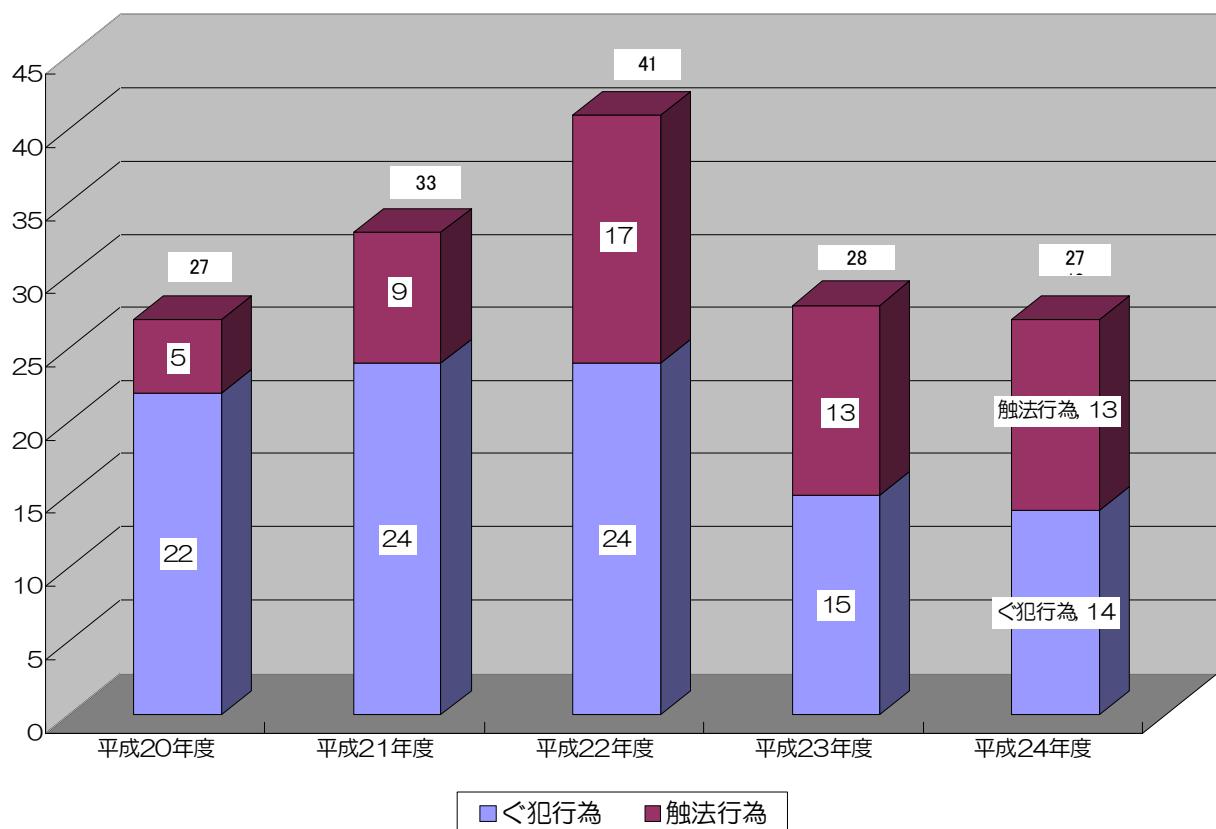
### [虐待相談処理]



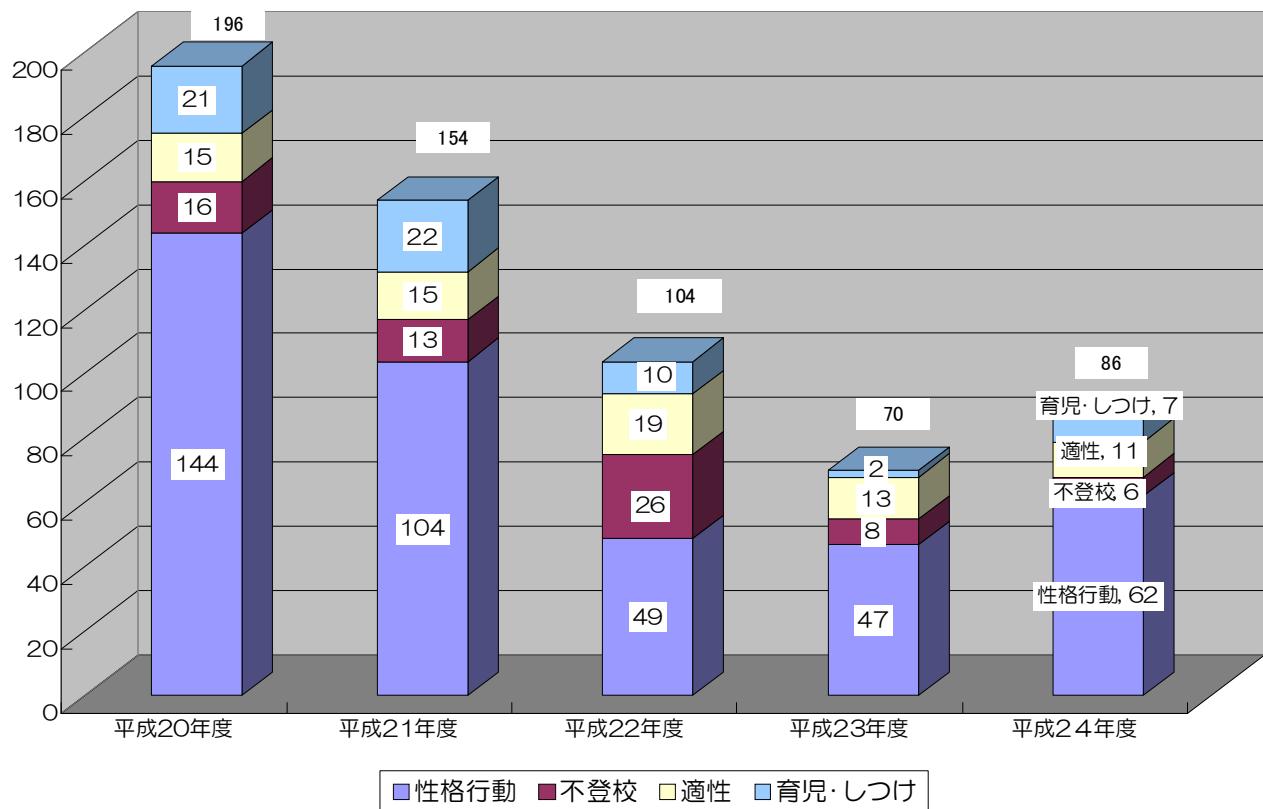
## (2) 障がい相談



## (3) 非行相談



#### (4) 育成相談



【年齢区分別・相談受付件数】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
養護	児童虐待	1	2	2	1		2	2	7	5	2		3	3	3	1	1	1	36	
養護	その他	13	13	11	15	12	10	11	11	10	12	13	9	8	8	6	6	7	183	
	保健																			
障がい	肢体不自由				2	1	3												6	
	視聴覚障がい																			
	言語発達障がい	1		1	4	5	6	1											18	
	重症心身障がい	1			1														2	
	知的障がい	1		11	15	9	16	5	19	10	16	7	13	22	14	17	12	19	14	230
	自閉症																			
非行	ぐるり犯行為										1		2	3	3	1	3	1	14	
	触法行為										1	2	2	6	1	1			13	
育成	性格行動		2	1		1	6	7	2	6	10	4	4	5	4	2	3	5	62	
	不登校													3	1	1		1	6	
	適性						4	1	2		2	2							11	
	育児・しつけ		1				6												7	
その他	2	2	2	3	2	2	2	5	2		5	6	4	9	6	8	10	6	23	
合計	18	17	29	43	30	48	28	46	31	41	41	34	45	51	43	32	42	35	33	687

## 【経路別相談受付件数】

(単位：件)

相談区分	都道府県			市町村			児童・機関指定社医施設			児童家庭支援センター			警察等			家庭裁判所			学校等			里親	児童委員を含む通告の	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童施設福祉	機関医療	指定センター	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会	医療機関	幼稚園	学校	等	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談							
児童虐待相談	1						3	2	7		1	1	2		2		6				7	2	2		36							
その他の養護相談			5	4		1	12	1	15		2	18			5	20	1	1	2	51	32	2	11	183	8	5	15					
保健相談																									0							
肢体不自由相談																									6			6				
視聴覚障がい相談																									0							
言語発達障がい相談							11	1																6		18		10				
重症心身障がい相談																									2			2				
知的障害相談	1	47			1		1	10	1	8				1								158	2	230	2	12						
自閉症相談																									0							
ぐ犯行為相談			1							1										2		8	1	1	14		3					
触法行為相談														12	1										13	1						
性格行動相談						1			1	1			1			2	8	1			45			2	62	1		26				
不登校相談										1											4	1	6			3						
適性相談	2																				9			11								
育児・しつけ相談																					7			7			1					
その他相談								1					3	2					4			46	7	19	17	99		80				
合計	2	49	0	6	5	1	13	33	5	33	0	3	35	5	1	9	0	40	2	1	2	343	42	27	30	687	12	5	28128			

## 【相談処理件数】

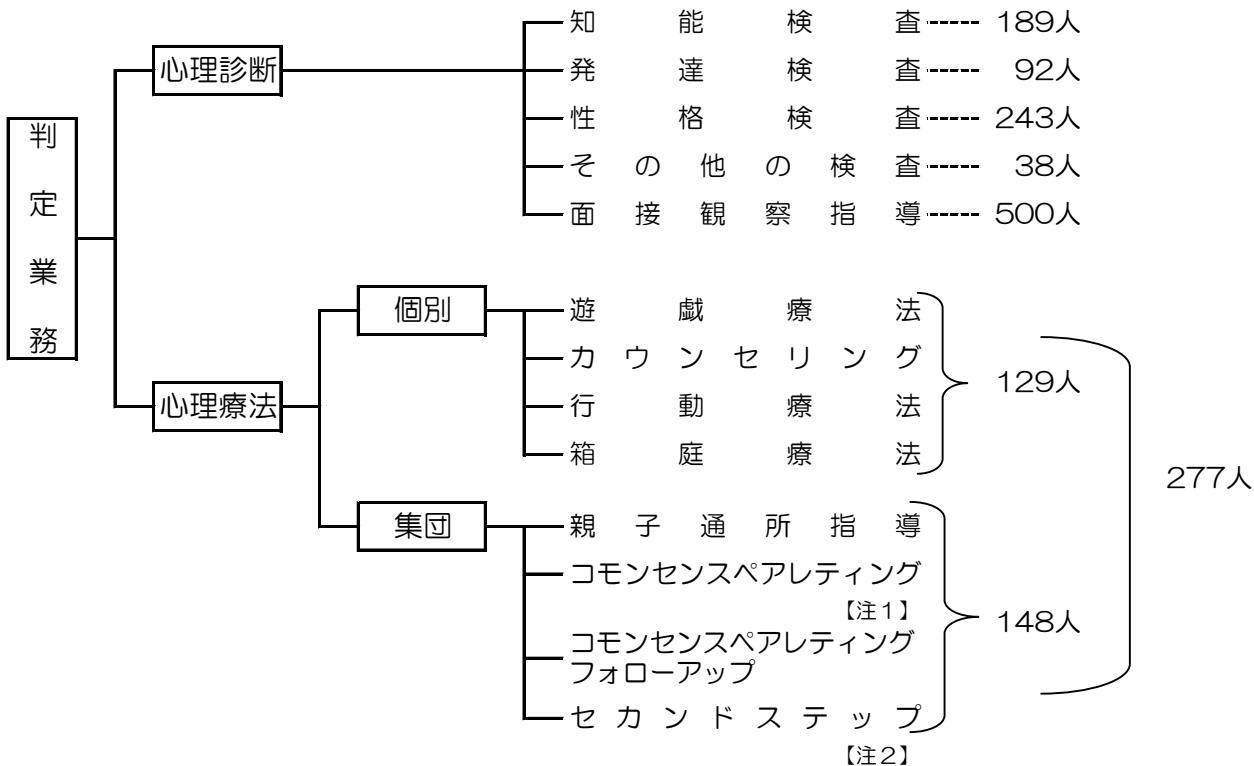
(単位：件)

相談区分	面接指導			児童福祉司指導			児童委員指導			児童家庭支援センター			福祉事務所			児童福祉施設			指定医療機関委託			里親委託			障がい児施設への利用契約			その他			合計		
	助言指導	継続指導	他機関あつせん														入所	通所		27条の3送致	27条の4送致												
児童虐待相談	8	3		10									11						2			1	35										
その他の養護相談	99	20	13	6			1						19						11			5	174										
保健相談																							0										
肢体不自由相談	6																						6										
視聴覚障がい相談																							0										
言語発達障がい相談	18																						18										
重症心身障がい相談																							2		2								
知的障がい相談	223												2									2	227										
自閉症相談																							0										
ぐ犯行為相談	9																						1	10									
触法行為相談	2			4							1	4		1								12											
性格行動相談	45	9	2														3		1			2	62										
不登校相談	3																3					1	7										
適性相談	11																						11										
しつけ相談	7																						7										
その他相談	78		2																			12	92										
合計	509	32	17	20	0	1	0	1	36	0	7	0	14	0	4	22	663																

## 6 判定業務の状況

### (1) 判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいにかかる特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。



【注1】コモンセンスペアレティング (CSP) とは、暴力以外のしつけの方法を伝える養育プログラム。

【注2】セカンドステップとは、問題解決の方法、怒りや衝動をコントロールするための子どもに伝えるプログラム。

### (2) 1歳6ヶ月児精密健康診査・3歳児精密健康診査

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区分	回数	人員
1歳6ヶ月時精密健康診査	0回	0人
3歳児精密健康診査	1回	1人

### (3) 障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区分	特別児童扶養手当診断	療育手帳等の判定・証明		
		療育手帳	証明	計
判定件数	16件	137件	103件	240件

### (4) 医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行っています。

## 7 一時保護業務の状況

### (1)一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童の児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

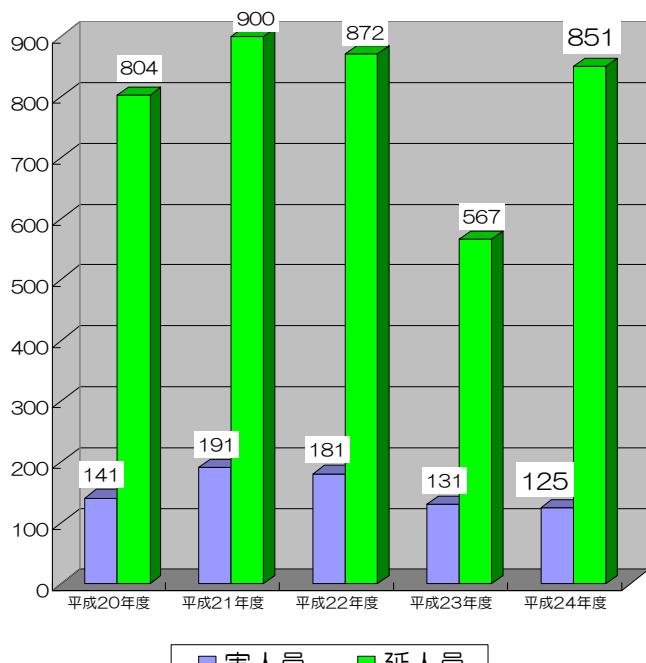
一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

**緊急保護**……虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合

**行動観察**……適切な処遇方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

**短期入所指導**……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不適当と判断される場合

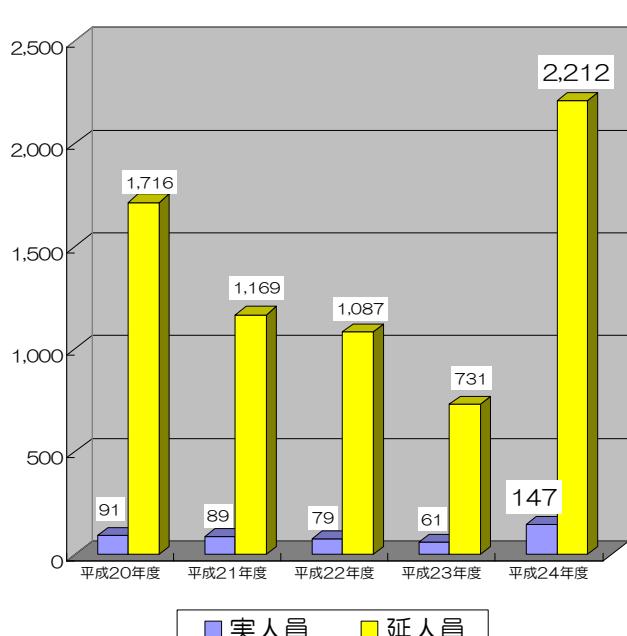
### (2)一時保護児童数推移



相談区分別内訳

区分	実人員	延人員
虐待	38	393
その他養護	35	208
障がい	0	0
非行	20	109
育成	32	141
保健その他	0	0
計	125	851

### (3)一時保護委託児童数推移



相談区分別内訳

区分	実人員	延人員
虐待	46	698
その他養護	95	1,503
障がい	0	0
非行	5	9
育成	1	2
保健その他	0	0
計	147	2,212

## 8 各種事業の状況

### (1) 巡回相談

#### ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

#### イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

### (2) 児童虐待防止対策

#### ア 児童虐待防止対策事業

児童虐待が年々増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

##### ① 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

##### ② 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下、「地域協議会」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に地域協議会の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

##### ③ 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、それらを拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういう事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、適切な法的解決を図っています。（相談件数 46件（全県））

##### ④ 出前相談（虐待等に関する講演等）

地域住民、民生委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

##### ⑤ 児童虐待防止地域連携事業

児童相談所の関わりに保護者が拒否的な家庭の児童や児童相談所へ通所指導が困難な児童に対し、学校、市、地域関係者が協力しながら児童相談所のノウハウを活用しデイキャンプ等の野外活動を継続して行っています。活動を実施するなかで児童との関係を深め問題行動等の改善や保護者への養育指導等を行います。

実施内容：デイキャンプ等 （参加児童：参加者6名）

## ⑥ 児童福祉司任用資格認定研修の実施(全県)

地域の児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成し、児童相談及び支援体制の充実を図ることを目的に研修を行っています。対象は、市町村の保健師、保育士、児童養護施設等の職員であり、修了者に児童福祉司任用資格認定を行います。(参加者49名 認定者19名)

### ■ 平成24年度児童福祉司任用資格認定及び基幹的職員研修日程

会場 1回～4回 倉吉交流プラザ 第1研修室

5月23日(水) 児童福祉司任用資格認定研修

	時 間	科 目 (内容)	講 師
1 回 目	10:00～10:10	開講式 オリエンテーション	
	10:10～12:00	【講義】 ・児童相談所の各課の業務と児童福祉司の仕事 ～児童福祉法改正のポイントについて～	米子児童相談所 所長 山下 賢
	13:00～14:30	【講義】 ・相談の種類とその対応	倉吉児童相談所 所長 星見 元史
	14:40～16:40	【講義・演習】 ・社会調査及びケース記録の作成	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進

6月13日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

2 回 目	9:30～10:40	【講義】 ・児童福祉法の現状	倉明園 園長 大塩 孝江
	10:50～12:00	【講義】 ・児童虐待について	倉吉児童相談所 相談課長 大下 幹男
	13:00～14:30	【講義】 ・保護を要する子どもの理解	鳥取こども学園希望館 館長 西井 啓二
	14:40～16:10	【講義】 ・子どもの権利擁護に関すること	安田法律事務所 弁護士 安田 寿朗

7月4日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

3 回 目	9:30～12:00	【講義】 ・虐待した親と付き合うということ (児童養護施設と児童相談所の対応について) ・関係機関との連携	米子児童相談所 相談課長 山澤重美
	13:00～14:50	【講義・演習】 ・面接の技法	福祉相談センター 一時保護課長 川口 栄
	15:00～16:10	【講義】 ・児童福祉司に必要な法知識	菜の花総合法律事務所 弁護士 駒井 重忠

9月19日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

4 回 目	9:30～10:40	【講義】 ・施設における日常的ケア、専門ケアに関すること	鳥取こども学園乳児部 院長 田中 佳代子
	10:50～12:00	【講義】 ・家族支援やソーシャルワークに関すること	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進
	13:00～16:00	【講義】 ・子どもの発達と発達途上の問題に関すること ・障害児の支援について	福山市立大学 講師 田丸 尚美

⑦ 市町村要保護児童対策地域協議会職員及び児童福祉施設職員研修

市町村児童家庭相談担当職員及び児童福祉施設職員のスキルアップを目的として研修を行っています。(内容及び回数は上記「児童福祉司任用資格認定研修」と同じ)(実施回数4回、参加者27人)

⑧ 児童養護施設等基幹的職員研修(全県)

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保し、施設職員の専門性の向上を図り自立支援計画の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための認定研修行いました。(参加者15名 認定者14名)

■児童養護施設等基幹的職員研修

(1回目～3回目は「児童福祉司任用資格認定研修(2回目～4回目)」と同じ)

9月19日(水) 児童福祉司任用資格認定研修・基幹的職員研修共通

4 回 目	9:30～10:40	【講義】 ・アセスメントに関すること	鳥取こども学園希望館 副館長 山下 学
	10:50～12:00	【講義】 ・ケースカンファレンス、チームアプローチについて	鳥取こども学園希望館 館長 西井 啓二
	13:00～16:00	【講義】 ・職員への指導(スーパービジョン)やメンタルヘルス部 に関すること	元梅花女子大学現代人間学 准教授 植田 寿之

イ 児童相談所職員研修

① 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に児童相談所の業務や児童相談所運営指針を主に研修を行っています。

1 日 時 平成24年4月18日

平成24年4月20日

2 内 容 児童相談所運営指針等を理解する

1回目 4月18日(水)

時 間	内 容	講 師
10:00～12:00	児童相談所の概要 組織と職員1章～2章 児童相談所運営指針の改訂について	米子児童相談所 山下 所長
13:00～14:00	相談受付から援助まで 3章	中央児童相談所 田中課長
14:05～15:05	里親制度・施設入所の流れについて 4章	倉吉児童相談所 大下課長
15:10～16:10	一時保護について 5章	倉吉児童相談所 山花課長
16:15～17:15	心理診断について	中央児童相談所 木下課長

2回目 4月20日(金)

10:00～11:05	行動診断について	中央児童相談所 岸本児童指導主任
11:10～12:00	負担金事務について	中央児童相談所
13:00～14:00	児童相談所運営指針 7～8章	倉吉児童相談所 星見所長
14:05～15:05	児童相談所業務において必要な法知識	菜の花総合法律事務所 駒井弁護士
15:10～16:10	社会診断について	米子児童相談所 山澤課長
16:15～17:15	児童相談所職員に期待すること	元福祉相談センター所長

② コモンセンス・ペアレンティング研修※(以下「CSP」研修)の開催

暴力・暴言に頼らないしつけの方法を伝える養育プログラム「CSP」について、児童相談所職員及び児童養護施設の職員に対し、平成19年度から研修を実施しています。今年度も引き続き、所内職員、児童養護施設職員に対して実施しました。(実施回数2回 参加者10名)

※CSP…コモンセンス・ペアレンティングプログラム「被虐待児の保護者支援」のトレーニングのプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すもの。

(3) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・(1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実績〕

	回数	実人員	延人員
①親子通所指導	13	5	23
②CSP(子育てプログラム講習)	22	10	66
③CSP フォローアップグループ	12	13	53

(4) 家庭支援電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの専門の相談員が相談に応じています。

相談種別

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	自閉症	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
15	0	0	0	0	0	0	0	3	0	26	3	0	1	80	128

相談者別

家族・親戚	本人	その他	計
80	18	30	128

処理状況

電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
124	1	1	2	128

## (5) 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には、「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行なう里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

### 里親登録状況

区分	H23年度末登録数 (H24.3.31現在) a	年度内		H24年度末登録数 (H25.3.31現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	20	3	0	23
親族里親	1	1	0	2
専門里親	5	0	0	5
養子縁組里親	3	2	0	5

### 児童の里親委託状況

区分	H23 年度 未委 託児 童数	新規・措置 変更		措置解除・措置変更								H24 年度 未委 託児 童数		
		児 童 福 祉 施 設 か ら 受 託	家庭 か ら の 受 託	そ の 他	帰 宅	養 子 縁 組	満 年	逃 亡	死 亡	就 職	入 所	児 童 福 祉 施 設 に 委 託	他 の 里 親 に 委 託	
里親委託児童数	10	1	13	1	4									21
内 訳	養育里親	7	1	10		4								14
	親族里親	1		2										3
	専門里親	2		1										3
	養子縁組里親			1										1

### 委託児童年齢

区分	0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計	
里親委託児童数	2	3	10	3	3	21	
内 訳	養育里親	2	2	7	1	2	14
	親族里親			1	1	1	3
	専門里親			2	1		3
	養子縁組里親		1				1

※上記は東部地区における数

## 9 県内児童福祉施設等入退所状況(中央児童相談所分)

施 設		入所定員 (H24.4.1)	平成24年度中 入 所	平成24年度中 退 所	入所児童数 (H25.3.31)			
種 別	名 称							
県 内 施 設	乳児院	鳥取こども学園乳児部	15	7	2	12		
		米子聖園ベビーホーム	20	-	-	-		
	児童養護施設	鳥取こども学園	51	4	6	47		
		青谷こども学園	30	6	4	16		
		因伯子供学園	45	8	3	17		
		光徳子供学園	30	0	0	2		
		米子聖園天使園	80	0	0	5		
	知的障がい児施設	皆成学園	65	3	1	20		
		松の聖母学園	20	1	4	9		
	肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)	25	-	-	-		
	児童自立支援施設	喜多原学園	36	3	1	4		
	重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	160	2	0	6		
	重症心身障がい児施設	総合療育センター	25	0	0	1		
	情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	入所	30	3	2	18	
			通所	15	7	0	13	
里 親 委 託				13	4	20		
県 外 施 設								
計			647	57	27	190		

## 10 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名 称	電 話	所在地
乳 児 院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	〒683-0841 米子市上後藤4-2-36
児童養護施設	鳥 取 こ ん も 学 園	0857-22-4206	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
	青 谷 こ ん も 学 園	0857-85-0358	〒689-0511 鳥取市青谷町善田31-1
	因 伯 子 供 学 園	0858-22-2639	〒682-0854 倉吉市みどり町3249
	光 徳 子 供 学 園	0859-54-2550	〒689-3203 西伯郡大山町名和1239-1
	米 子 聖 園 そ の 天 使 園	0859-29-4364	〒683-0841 米子市上後藤4-2-36
知的障がい児施設	松 の 聖 母 学 園	0857-59-0361	〒689-0206 鳥取市白兎字小円道69
	皆 成 学 園	0858-22-7188	〒682-0854 倉吉市みどり町3564-1
知的障がい児通園施設	若 草 学 園	0857-28-1233	〒680-0947 鳥取市湖山町西1-516
	あ か し や	0859-29-2585	〒683-0851 米子市夜見町330-3
肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
肢体不自由児通園施設	鳥 取 療 育 園	0857-29-8889	〒680-0901 鳥取市江津260
	中 部 療 育 園	0858-22-7191	〒682-0805 倉吉市南昭和町15
情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
児童自立支援施設	喜 多 原 学 園	0859-27-1101	〒689-3512 米子市泉706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	〒689-0203 鳥取市三津876
重 症 心 身 障がい児施設	総合療育センター	0859-22-6164	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
児童自立援助木一ム	鳥 取 フ レ ン ド	0857-27-1198	〒680-0022 鳥取市西町2-103
	倉 吉 ス マ イ ル	0858-45-1565	〒682-0412 倉吉市関金町山口652
	ピ ア ホ ー ム	0859-31-5339	〒689-0052 米子市博労町1-182-11

### III 婦人相談所の概要

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の転落未然防止と保護更生のために設置された機関です。

婦人相談所では、婦人保護に関する啓発活動や、平成4年6月厚生省通知により、家庭関係の問題・性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する女性の個別の相談など要保護女子の範囲を拡大し、女性の福祉に関する業務を行うとともに、鳥取県の婦人保護事業実施の中心機関としての役割を果たしています。

また、平成14年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務を行っています。

さらに、平成16年8月から厚生労働省通知により人身取引被害者の保護を図るための業務を行っています。

#### 1 業務の概要

##### 相 談

暴力被害者、要保護女子、その他社会生活を営む上で障がいとなる問題を抱えている女性の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

##### 調査・判定・支援

必要に応じて、相談のあった女性の了解を基に家庭環境、健康状態、性格、医学的、心理学的及び職能的な調査並びに判定を行い、関係機関等と具体的方策について十分協議しながら支援を行います。

##### 一時保護

緊急に保護を必要とする女性については、関係諸機関等への移送等の措置がとられるまでの間、一時保護を行い、問題解決を図るとともに、必要に応じて本人の性行、生活態度等の観察を通して必要な生活支援を行います。

平成14年4月1日からは民間シェルターや社会福祉施設等と委託契約を結び、委託一時保護事業を実施しています。

平成18年度からは、委託一時保護施設への委託の決定について、西部総合事務所福祉保健局長に、平成21年度からは中部総合事務所福祉保健局長にその権限が付与されたことにより、中部、西部地域での一時保護の相談により迅速に対応することが可能となりました。

##### 予防啓発活動

社会福祉団体、民生児童委員協議会並びに女性団体等の会合の利用、あるいはリーフレットの配付、広報機関の利用等により、婦人相談所が行う婦人保護事業について、理解と協力が得られるよう啓発に努めています。また、高校生等に対して、DV(データ DV)についての予防啓発として、高校でのデータ DV 学習会を実施しています。

## 2 婦人相談員の設置

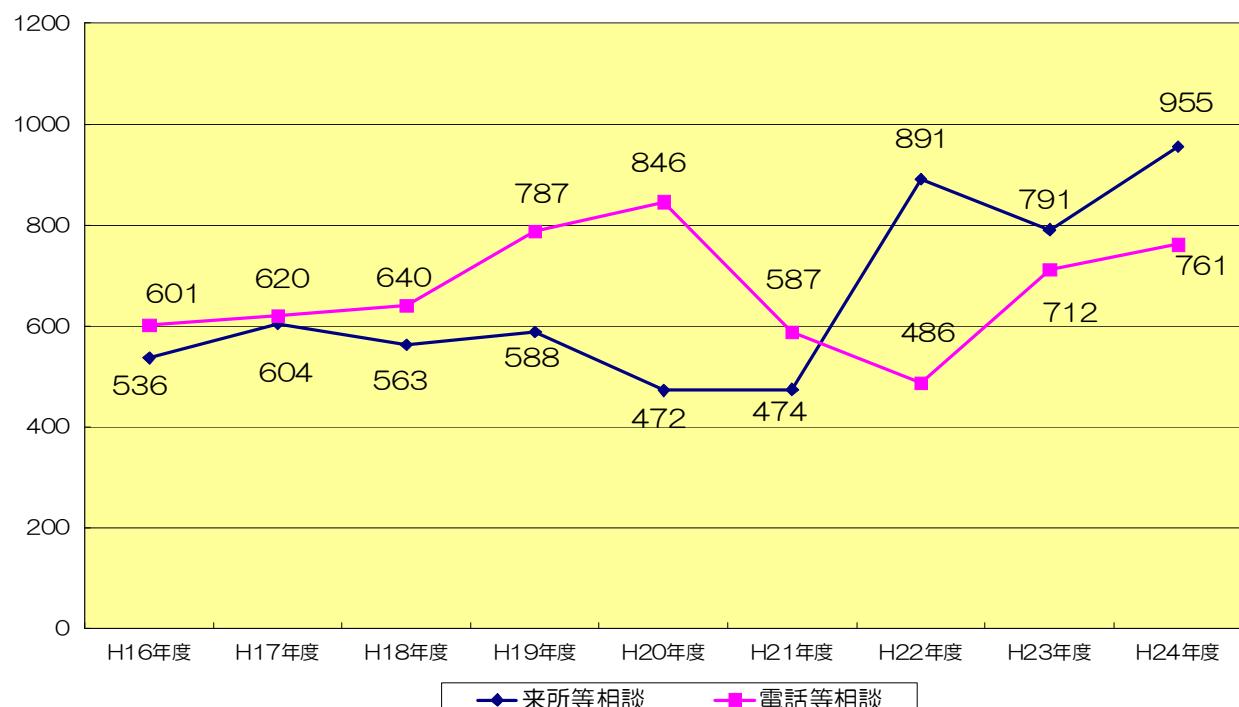
婦人相談員は売春防止法第35条の規定により県及び市福祉事務所に配置されています。

婦人相談員は婦人相談所と連携しながら担当地域内の実態把握や要保護女子の発見に努めるとともに、本人及び家庭における諸般の問題について電話・面接等で相談に応じています。相談の結果、相談者が自ら問題を解決する力を身につけ、自立性を十分に発揮できるよう、相談者の権利を擁護しながら支援を行っています。

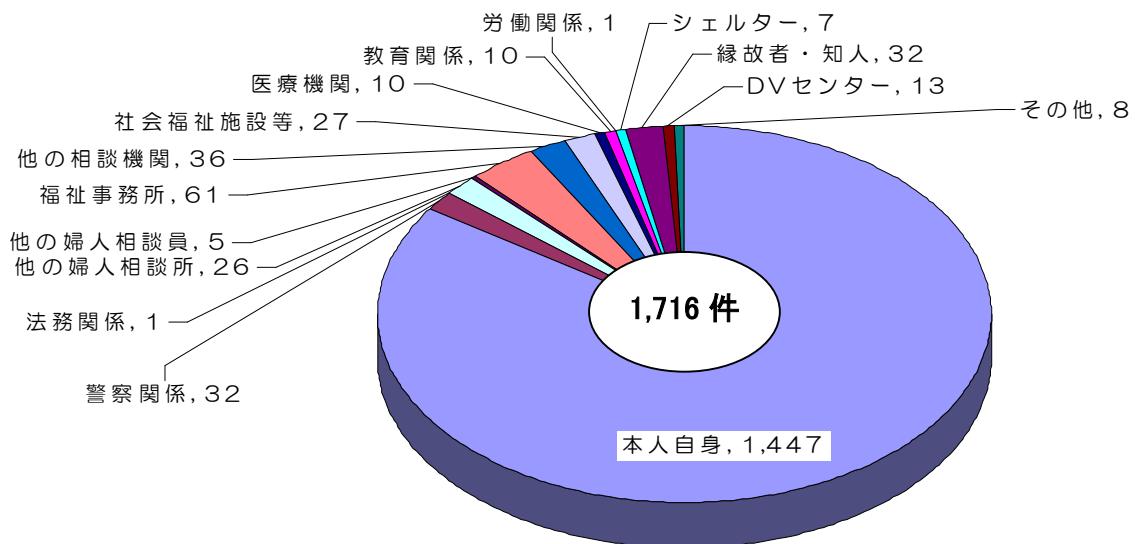
所属	勤務場所	対象区域
鳥取県	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 鳥取県福祉相談センター（婦人相談所）	鳥取県全域
鳥取市	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市児童家庭課	鳥取市
倉吉市	〒682-8611 倉吉市葵町722 倉吉市子ども家庭課	倉吉市
米子市	〒683-8686 米子市加茂町1-1 米子市子ども未来課	米子市
境港市	〒684-8501 境港市上道町3000 境港市子育て・健康推進課	境港市

## 3 相談業務状況(婦人相談所及び婦人相談員取扱い分)

### (1)相談受付件数



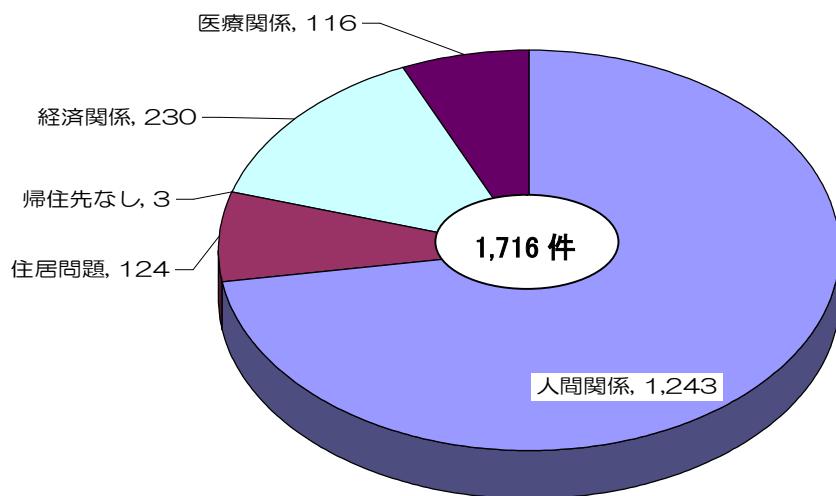
## (2) 経路別受付状況



(単位：人)

区分		本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	シェルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
相談所	来所	187	4	.				2	1			1		2	3		200
	電話	161	25	1	3	4	1	11	5	4	3			11	6	235	
	訪問	15	1														16
	メール	19												2			21
相談員	来所	596			2		9	6	8	1	1		4	5	3	1	636
	電話	416	2		19	1	13	12	9	4	5		2	11	6	1	501
	訪問	44			1		1	4	3	1	1		1		1		57
	メール	4															4
	その他	5			1		37	1	1					1			46
計		1,447	32	1	26	5	61	36	27	10	10	1	7	32	13	8	1,716

### (3) 主訴別受付状況

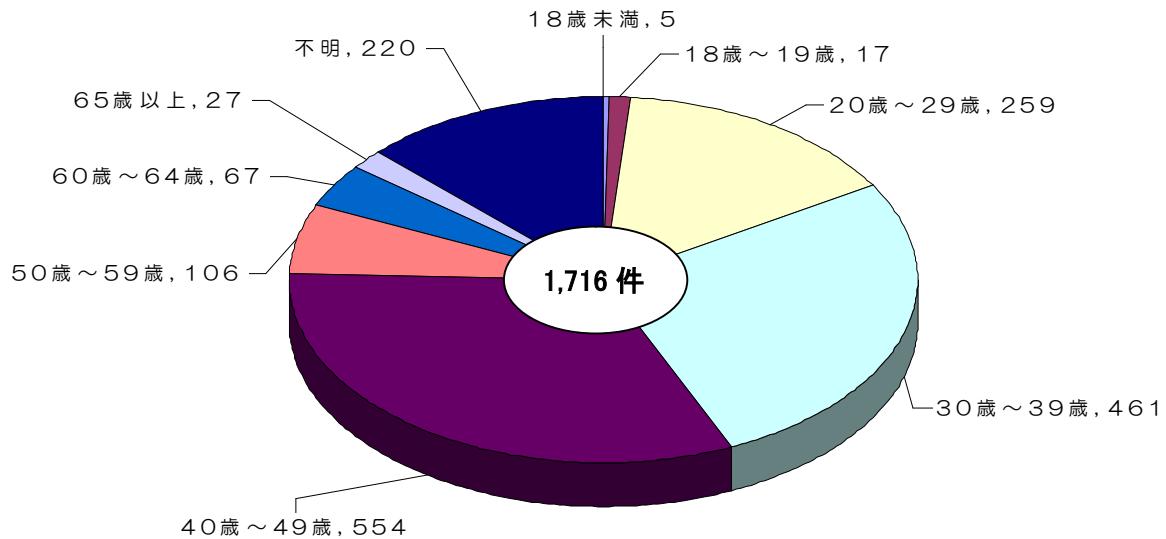


(単位：人)

区分	人間関係															小計	
	夫等				子ども			親族				家庭不和	者その他の暴力の	の手交際力から相	男女問題	その他の人	
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他							
相談所	来所	151		12	2	3		2	4	1	6			5	1	5	192
	電話	63		15	10	9		23	5	2	10	4		5	5	36	187
	訪問	13															13
	メール	6		1	3										1	8	19
相談員	来所	160	11	102	15	9	17	52	4	1	7	4	5	2	5	19	413
	電話	105		64	17	8	20	49	6	1	9	10	7	11	5	31	343
	訪問	16		3	3			12	2	1			1		1		39
	メール	1		1												1	3
	その他	9		18				1	3		1			2			34
計		524	11	216	50	29	37	139	24	6	33	18	13	25	18	100	1,243

区分	住居問題	帰住先なし	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ関係暴力	5条違反	人身取引	合計
			生活困窮	借金 サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的 問題	妊娠・ 出産	その他	小計						
相談所	来所	4	2	1				1		1		1						200
	電話	6		2		4	4	10	1	23	1	7	32					235
	訪問	1			2		2					0						16
	メール				1			1		1		1						21
相談員	来所	56	1	45	10	30	41	126	8	10	17	5	40					636
	電話	45		32	6	20	20	78	6	18	3	8	35					501
	訪問	5		5	1	1	1	8	1	4		5						57
	メール							0		1		1						4
	その他	7		2		2		4			1	1						46
計		124	3	87	18	59	66	230	16	58	21	21	116	0	0	0	0	1,716

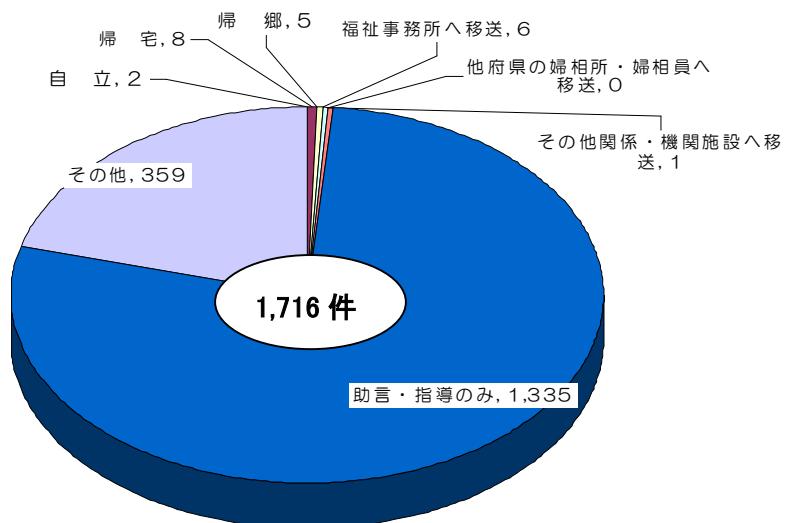
(4)相談者の年齢



(単位：人)

区分		18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	不明	計
相談所	来所	1	3	30	56	83	2	11	3	11	200
	電話	1	2	18	30	40	49	18	2	75	235
	訪問				10	5		1			16
	メール			1	3	1		1		15	21
相談員	来所	2	4	125	211	214	32	21	11	16	636
	電話	1	6	70	113	182	22	15	9	83	501
	訪問			9	26	18				4	57
	メール				3					1	4
	その他		2	6	9	11	1		2	15	46
計		5	17	259	461	554	106	67	27	220	1,716

(5)処理状況

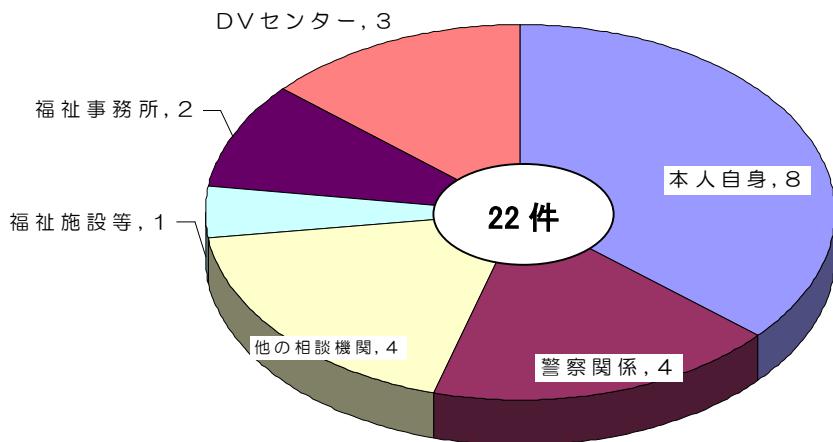


(単位：人)

区分		自立	帰宅	帰郷	福祉事務所へ移送	他府県の婦人相談	その他関係機関へ移送	助言・指導のみ	その他	計
相談所	来所	2	8	5	4			80	102	201
	電話							138	97	235
	訪問							3	12	15
	メール							20	1	21
相談員	来所				2			593	41	636
	電話							427	74	501
	訪問						1	49	7	57
	メール							4		4
	その他							21	25	46
計		2	8	5	6	0	1	1,335	359	1,716

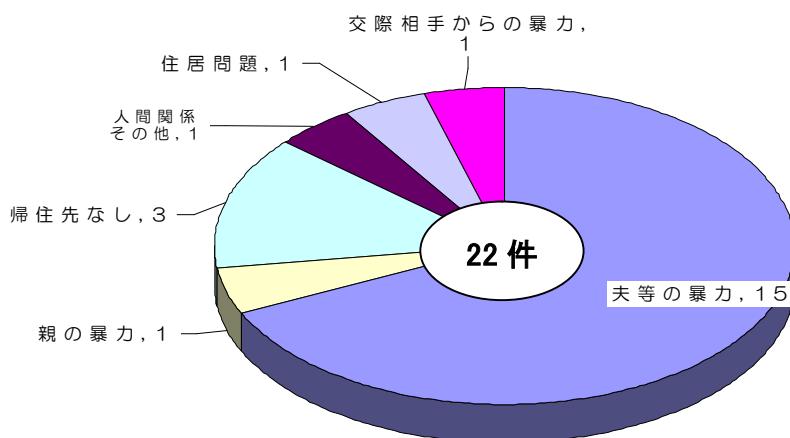
## 4 一時保護業務の状況

### (1) 経路別一時保護状況(新規入所分)



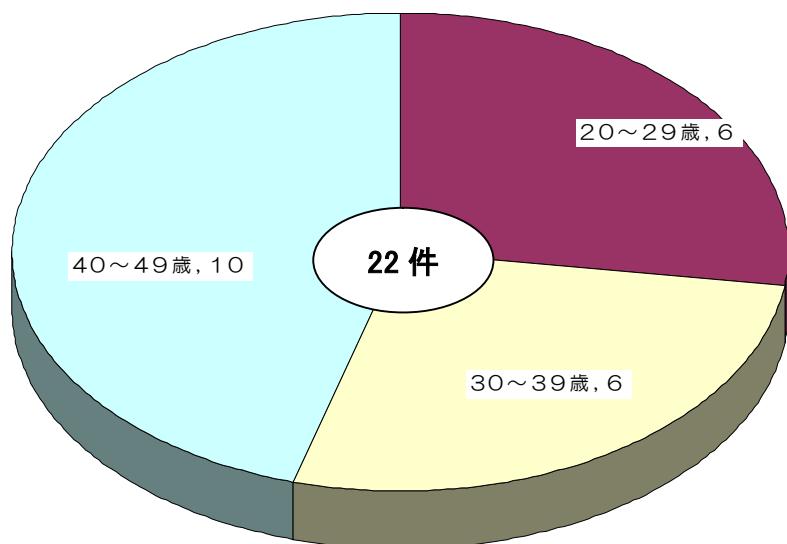
経路	本人自身	警察 関係	他の 相談 機関	福祉 施設等	福祉 事務所	DV センター	計
人員	8	4	4	1	2	3	22

### (2) 主訴別一時保護状況(新規入所分)



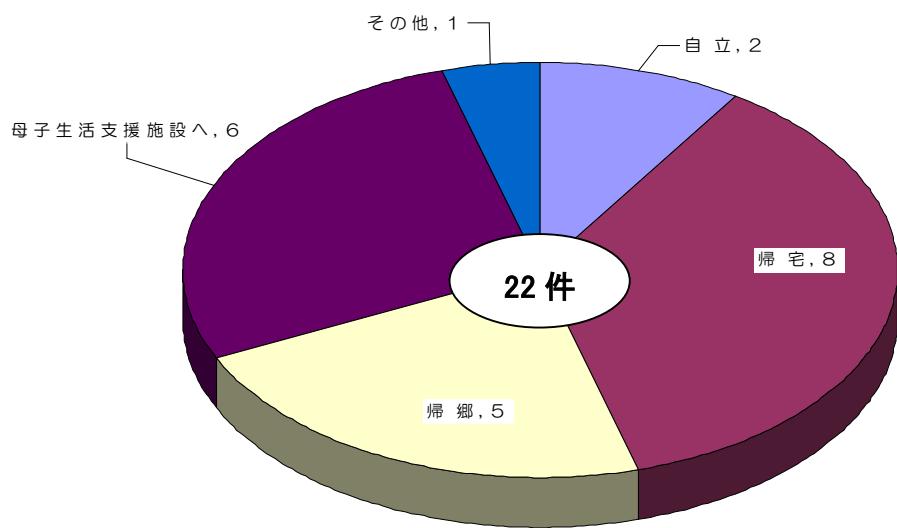
区分	夫等の暴力	子ども の暴力	親の 暴力	帰住先 なし	人間 関係 その他	離婚 問題	親族 その他	住居 問題	生活 困窮	交際相 手から の暴力	計
人員	15	-	1	3	1	-	-	1	-	1	22

(3)年齢別一時保護状況(新規入所分)



年齢	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
人員	-	6	6	10	-	-	22

(4)一時保護処理別状況(年度内処理分)



区分	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所			他機関施設等へ	談所へ	他の婦人相	その他	合計	年度末未処理数
				援施設へ	母子生活支社施設へ	他の社会福						
要保護女子	2	8 (7)	5 (9)	6 (11)	-	-	-	-	1 (3)	22 (30)	1 (3)	

※ ( )は同伴児者で別掲

## (5)件数及び保護日数(年度内処理分)

期間	1~5日		6~10日		11~15日		16~20日		21~30日		31日以上		計		平均 日 数
	人	延 日 数	人	延 日 数	人	延 日 数	人	延 日 数	人	延 日 数	人	延 日 数	人	延 日 数	
要保護 女 子	8 (14)	26 (47)	3 (3)	24 (21)	3 (6)	37 (76)	3 (4)	54 (70)	5 (3)	122 (84)	0 (0)	0 (0)	22 (30)	263 (298)	11.9 (9.9)

※ ( )は同伴児者で別掲

## 5 主催事業実施状況

### (1)弁護士による法律相談

離婚問題、家族の問題など女性の抱える問題について法律の専門的な助言を必要とする女性で、弁護士との相談に婦人相談所職員等の同席を承知された方を対象に実施しています。(要予約)

実施回数：8回

### (2)DV予防啓発支援員フォローアップ研修会並びに東部圏域DV予防啓発支援員連絡会

高等学校にデータDV学習講師等として派遣し、若年層へのDV（データDV）の予防啓発を行うDV予防啓発支援員の円滑な活動を支援しスキルアップを図るため、フォローアップ研修会および連絡会を実施しています。

#### ①鳥取県DV予防啓発支援員フォローアップ研修会

実施回数：2回

#### ②東部圏域DV予防啓発支援員フォローアップ研修会

実施回数：5回

#### ③東部圏域DV予防啓発支援員連絡会

実施回数：9回

### (3)DV被害者支援関係機関事例検討会等

県内に3カ所あるDVセンター業務の標準化とDV被害者や婦人の相談支援に携わる職員の資質向上を目的に研修並びに事例検討等を実施しています。

#### ①DVセンター業務研究会

実施回数：4回

#### ②東部圏域DV相談支援担当者連絡会および事例研究会

実施回数：4回

#### ③東部圏域DV関係機関連絡会・研修会

実施回数：4回

#### ④県DV被害者支援関係機関事例検討会

実施回数：2回

#### ⑤県DV被害者支援機関別事例検討会

実施回数：5回

#### ⑥婦人相談員連絡協議会

実施回数：3回

## 6 鳥取県における主なDV被害者支援関係事業について

### (1)委託一時保護事業(国庫、単県)

配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者等をより迅速かつ広域的に保護するため、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託するものです。

### (2)心のケア事業(国庫、単県)

心理療法担当職員を配置し、被害者の心理的回復を支援しています。

### (3)鳥取県ステップハウス運営事業(単県)

単身の配偶者からの暴力被害者など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活上の支援、心理的ケア等の体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行います。生活指導等を行う場として県がアパートを借り上げ（期間：1年以内）、スタッフが支援しています。

### (4)暴力被害者一時保護事業(単県)

配偶者以外の者（親、兄弟等）からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力被害者について、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託しています。

### (5)女性に対する暴力被害者支援事業(単県)

被害者を支援する民間シェルター等に対して助成をしています。

①一時保護移送事業	被害者が一時保護施設へ避難するまでの間の移送費
②一時保護事業	一時保護を行うために借り上げた借間等の賃借料
③医療費支援事業	入所直前の医療費、入院にかかる個室料
④同行支援事業	入退所支援に係る交通費等
⑤自立支援事業	自立を支援するために必要な借間等の賃借料
⑥通訳雇上事業	外国人被害者に係る相談、保護及び自立支援を行うための通訳 雇い上げに必要な費用
⑦託児支援事業	乳幼児を同伴するDV被害者が、自立に向け就職活動や行政機関、 裁判所、社会福祉施設等を訪問するために、当該乳幼児を託児所等 に預けるために要する費用
⑧学習支援員活用 事業	一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習支援員による学習 支援に係る費用
⑨保護命令手続き事業	一時保護中の被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う費用

### (6)外国人DV被害者等支援員養成事業

DV被害や人身取引被害、生活習慣の不適応等さまざまな問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者の養成に向けた研修を実施しています。

### (7)デートDV学習会、研修会の実施

デートDVの予防、啓発を図るため、デートDVに対する正しい認識及び対等で尊重しあう関係について、主に若者を対象としたデートDV啓発講座の実施に向け取り組んでいます。

### (8)鳥取県DV予防啓発支援員活動事業

地域・学校等でDVの予防啓発活動等を行えるDV予防啓発支援員を養成するために、平成22年度、23年度にファシリテーター養成講座を実施しました。受講者100人のうち、74人が予防啓発支援員として登録しています（平成24年度末現在）。

デートDV学習会等に支援員を講師として派遣したり、全県及び圏域毎に連絡会やフォローアップ研修を開催・実施したりする等、DV予防啓発支援員の活動を支援するとともにスキルアップを図っています。

#### ◎ デートDV等学習会へのファシリテーター派遣状況

延べ68人の支援員を派遣（高等学校関係 16校）

## 福祉相談センター利用のご案内

●相談方法 来所、電話など様々な方法でお受けしています。

●受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）

ただし、緊急を要する児童虐待通告やDV被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。

●相談内容の秘密は固く守ります。

●相談や検査はすべて無料です。

### 連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1

TEL 0857-23-1031（代表） FAX 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.jp

fsc\_jyoseisodan@pref.tottori.jp（女性相談専用）

### 子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- ・子どもへの虐待について相談したい。
- ・子どもを育てることができない。
- ・発達の遅れの疑いがある。
- ・その他子どもに関する様々な相談
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・子どもの暴力などに悩んでいる。
- ・子どものしつけに悩んでいる。

相談専門ダイヤル こども電話 0857-29-5460

（児童相談員受付）月～金 A.M.8:30～P.M.5:15

### 女性の相談（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

- ・家庭内の不和やいざこざがある。
- ・男女関係で悩んでいる。
- ・生活に自信が持てなくなった。
- ・家庭や職場の人間関係で悩んでいる。
- ・夫婦、子どもの間がうまくいっていない。
- ・暴力や脅迫におびえている。
- ・家出など、どこにも行くところがない。
- ・その他さまざまな心配事や悩み事がある。

相談専門ダイヤル 0857-27-8630

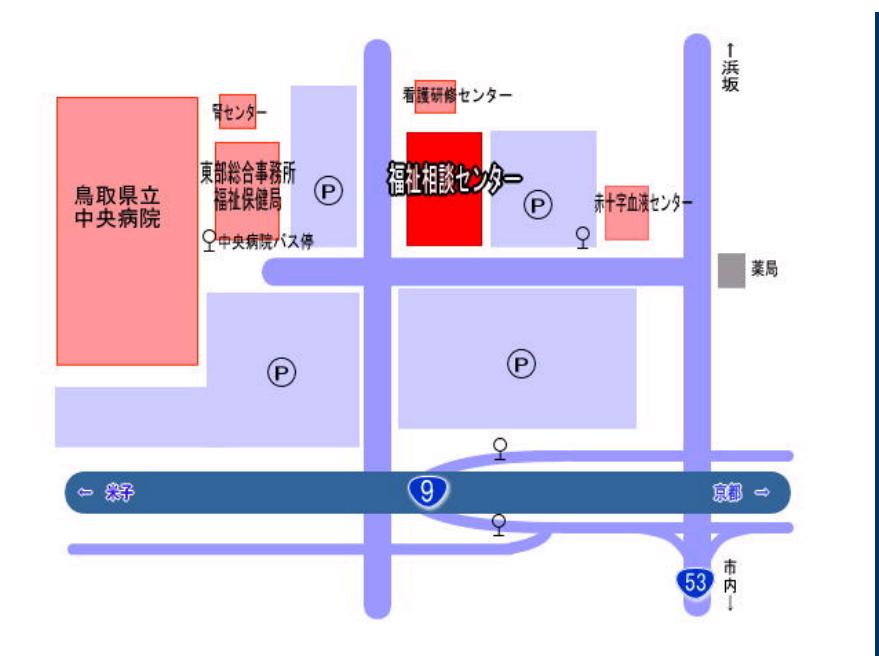
（婦人相談員受付）月～金 A.M.8:30～P.M.5:15

[参考] 夜間電話相談 0858-26-9807

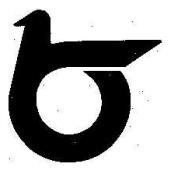
（夜間電話対応職員）毎日 P.M.5:15～A.M.8:30

# 福祉相談センター案内図

〒680-0901 鳥取市江津318-1







## 業務の概要

発行：鳥取県福祉相談センター  
鳥取県中央児童相談所  
鳥取県婦人相談所